

＜利用料金表・入所サービス＞

1. 利用者一部負担金(1割負担の場合)

市区町村が発行する介護保険負担割合証に記載された負担割合により金額が異なります。

報酬項目		介護区分	単位数	
介護保健施設サービス費(Ⅰ)	介護保健施設サービス費(i) ＜従来型個室＞ 【基本型】	要介護1	717円/日	施設サービス費は、在宅復帰率、ベッド回転率、重度者(要介護4・5)受入れ割合等の在宅復帰・在宅療養支援等指標の実績などにより、【在宅強化型】と【基本型】との間で変動する場合があります。
		要介護2	763円/日	
		要介護3	828円/日	
		要介護4	883円/日	
		要介護5	932円/日	
	介護保健施設サービス費(iii) ＜多床室＞ 【基本型】	要介護1	793円/日	
		要介護2	843円/日	
		要介護3	908円/日	
		要介護4	961円/日	
		要介護5	1,012円/日	
	介護保健施設サービス費(ii) ＜従来型個室＞ 【在宅強化型】	要介護1	788円/日	
		要介護2	863円/日	
		要介護3	928円/日	
		要介護4	985円/日	
		要介護5	1,040円/日	
	介護保健施設サービス費(iv) ＜多床室＞ 【在宅強化型】	要介護1	871円/日	
		要介護2	947円/日	
		要介護3	1,014円/日	
		要介護4	1,072円/日	
		要介護5	1,125円/日	

※ 多床室入所中の方が施設医師の判断により個室への転室が必要となった場合、転室期間中は多床室の料金のご負担となります。

各種加算(1割負担の場合)

市区町村が発行する介護保険負担割合証に記載された負担割合により金額が異なります。

下記加算は、該当時に算定させていただきます。

加算名	利用者負担額	加算要件
身体拘束廃止未実施減算	△10%/日	身体拘束廃止の要件を満たしていない場合に減算
安全管理体制未実施減算	△5円/日	安全対策を実施する体制が整っていない場合に減算
高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数×△1/100	虐待の発生又は再発防止の為の措置が講じられていない場合に減算
業務継続計画未策定減算	所定単位数×△3/100	感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が策定されていない場合に減算
夜勤体制加算	24円/日	夜勤職員の配置が基準を満たしている場合
短期集中リハビリテーション(Ⅰ)か(Ⅱ)いずれか1つ		
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅰ)	258円/回	入所後3ヶ月間集中的にリハビリを行い、評価・見直し・厚労省へ結果の提出を行った場合
短期集中リハビリテーション実施加算(Ⅱ)	200円/回	入所後3ヶ月間集中的にリハビリを行った場合

各種加算(1割負担の場合)

加算名	利用者負担額	加算要件
認知症短期集中リハビリテーション (Ⅰ)か(Ⅱ)いずれか1つ 1週間に3日を限度		
認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅰ)	240円/回	理学療法士等が適切に配置され、退所後の居宅等を訪問し、生活環境を踏まえた計画が作成された場合
認知症短期集中リハビリテーション加算(Ⅱ)	120円/回	理学療法士等が適切に配置された場合
若年性認知症利用者受入加算	120円/日	若年性認知症(64歳以下の初老期における認知症)利用者ごとに個別の担当者を定め、当該利用者様の特性やニーズに応じたサービス提供を行った場合
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅰ)	51円/日	在宅復帰・在宅療養支援等指標の値が40以上などの要件を満たす場合
在宅復帰・在宅療養支援機能加算(Ⅱ)	51円/日	在宅復帰・在宅療養支援等指標の値が70以上などの要件を満たす場合
外泊加算	362円/日	施設入所中に外泊された方に限り、初日と最終日以外に算定
外泊時費用(在宅サービスを利用する場合)	800円/日	外泊中に在宅サービスを利用された場合、上記加算に変わり算定
ターミナルケア		
ターミナルケア加算(死亡日)	1,900円/日	医師が医学的見地にに基づき、回復する見込みがないと判断した利用者様で、入所者様やご家族様から看取りの同意を得て、計画が作成されている。また、随時説明させていただいた場合(お亡くなりになられた日によって加算額は変動します)
ターミナルケア加算(2~3日)	910円/日	
ターミナルケア加算(4~30日)	160円/日	
ターミナルケア加算(31~45日)	72円/日	
初期加算 (Ⅰ)か(Ⅱ)いずれか1つ		
初期加算(Ⅰ)	60円/日	急性期の病院に入院後30日以内に退院された方が入所した場合又、医療機関に定期的に空床情報について共有している場合
初期加算(Ⅱ)	30円/日	入所後30日間に限り加算
退所時栄養情報連携加算	70円/回	管理栄養士が退所先の医療機関等に対して情報を提供した場合
再入所時栄養連携加算(1人1回限度)療養食含	200円/回	栄養に関するカンファレンス等に同席し、医療機関の管理栄養士と連携し計画を作成した場合
入所前後訪問指導加算 (Ⅰ)か(Ⅱ)いずれか1つ		
入所前後訪問指導加算(Ⅰ)	450円/回	入所前から自宅を訪問し、退所を念頭においた施設サービスの策定と診療方針の決定を行った場合
入所前後訪問指導加算(Ⅱ)	480円/回	(Ⅰ)に加え、生活機能の改善目標及び退所後も含めた切れ目ない支援計画を作成した場合
退所時等支援等加算		
試行的退所時指導加算	400円/月	試行的退所時に、療養上の指導を行った場合 3ヶ月の間に限る
退所時情報提供加算(Ⅰ)	500円/回	居宅へ退所する場合、退所後の主治医へ情報提供した場合
退所時情報提供加算(Ⅱ)	250円/回	医療機関へ退所する場合、退所後の医療機関へ情報を提供した場合
入退所前連携加算(Ⅰ)	600円/回	入退所前30日以内に、居宅介護支援事業者と連携し情報提供とサービス調整を行った場合
入退所前連携加算(Ⅱ)	400円/回	居宅介護支援事業者と連携し情報提供とサービス調整を行った場合
訪問看護指示加算	300円/月	退所後、訪問看護が必要と認められ、訪問看護指示書を作成した場合
協力医療機関連携加算 (1)か(2)いずれか1つ		
協力医療機関連携加算(1)(R6年度まで)	100円/月	協力医療機関との間で、入所者様等の同意を得て病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催しており、医療機関が協力医療機関3要件(急変時の医師又は看護師との相談対応・診療・入院受入体制)の3要件を常時確保)を満たしていた場合
協力医療機関連携加算(1)(R7年度から)	50円/月	
協力医療機関連携加算(2)	5円/月	協力医療機関との間で、入所者様等の同意を得て、病歴等の情報を共有する会議を定期的に開催した場合

各種加算(1割負担の場合)

加算名	利用者負担額	加算要件
栄養マネジメント強化加算	11円/日	基準に適合しており、継続的な栄養管理を強化して実施した場合
経口移行加算(180日以内の期間)	28円/日	経管により食事摂取する方に経口移行計画を作成し、経口摂取を進める為の栄養管理・支援を行った場合
経口維持加算		
経口維持加算(Ⅰ)	400円/月	摂食機能障害を有し誤嚥が認められる方に対して、多職種共同で栄養管理をするための食事の観察・会議等を行い、経口維持計画を作成し、医師の指示を受けた管理栄養士が栄養管理を行った場合
経口維持加算(Ⅱ)	100円/月	(Ⅰ)を算定しており、入所者の経口による継続的な食事の摂取を支援するための食事の観察・会議等に医師、歯科医師、歯科衛生士又は言語聴覚士が加わった場合
口腔衛生管理加算(Ⅰ)か(Ⅱ)いずれか1つ		
口腔衛生管理加算(Ⅰ)	90円/月	歯科医師又は歯科医師の指示を受けた衛生士が、介護職員に対する口腔衛生に係る技術的助言・指導を年2回以上実施した場合
口腔衛生管理加算(Ⅱ)	110円/月	(Ⅰ)に加え口腔衛生情報を厚生労働省に提出し、口腔衛生管理の実施にあたり有効な実施のために必要な情報を活用した場合
療養食加算	6円/1食	医師の指示に基づいて療養食を提供した場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算		
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)イ	140円/回	入所前の主治医と連携して薬剤を評価・調整した場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅰ)ロ	70円/回	施設において薬剤を評価・調整した場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅱ)	240円/回	(Ⅰ)に加え服薬情報を厚労省に提出した場合
かかりつけ医連携薬剤調整加算(Ⅲ)	100円/回	(Ⅱ)の算定に加え、退所時に入所時と比べて1種類以上減薬した場合
緊急時施設療養費		
緊急時治療管理	518円/回	利用者様の病状が重篤となり救命救急医療が必要となった場合に、緊急的な治療管理としての投薬や検査、注射、処置等を行った場合
特定治療	診療報酬点数×10円/回	
所定疾患施設療養費(Ⅰ)か(Ⅱ)いずれか1つ		
所定疾患施設療養費(Ⅰ)(1月に1回7日を限度)	239円/回	肺炎・尿路感染・带状疱疹・蜂窩織炎・慢性心不全増悪について、投薬・検査・注射・処置を行った場合
所定疾患施設療養費(Ⅱ)(1月に1回10日を限度)	480円/回	(Ⅰ)に加え、医師が感染症に関する研修を受講している場合
認知症専門ケア加算(認知症チームケア推進加算を算定していない場合)(Ⅰ)か(Ⅱ)いずれか1つ		
認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3円/日	認知症自立度Ⅱ・Ⅲ以上の利用者が一定数おり、専門の研修を修了した職員を適切に配置し、指導に関わる会議等を行った場合
認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4円/日	上記(Ⅰ)に加え、事業所全体に認知症ケアの指導を実施、また職員毎に認知症ケアに関する研修計画を作成し、実施した場合
認知症チームケア推進加算(認知症専門ケア加算を算定していない場合)(Ⅰ)か(Ⅱ)いずれか1つ		
認知症チームケア推進加算(Ⅰ)	150円/月	利用者様の総数の内、認知症の方が占める割合が2分の1以上であり、認知症に関する専門的な研修等を修了した職員を適切に配置し、かつ複数人の職員で認知症の行動・心理症状に対応するチームを組み、チームでケアを実施し、カンファレンス・計画書の作成・見直し等を行った場合
認知症チームケア推進加算(Ⅱ)	120円/月	
認知症行動・心理症状緊急対応加算	200円/日	認知症の行動・心理症状が認められるため在宅での生活が困難であり、緊急にサービスが必要であると医師が判断した方にサービスを行なった場合、入所した日から起算して7日を限度とし算定
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅰ)か(Ⅱ)いずれか1つ		
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅰ)	53円/月	下記Ⅱの要件に加え、栄養マネジメント強化加算・口腔衛生管理加算Ⅱを算定している場合
リハビリテーションマネジメント計画書情報加算(Ⅱ)	33円/月	入所者様ごとのリハビリテーション実施計画書の内容等の情報を厚生労働省に提出しており、必要に応じて実施計画の内容を見直す等、実施に当たって当該情報の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用している場合

各種加算(1割負担の場合)

加算名	利用者負担額	加算要件
褥瘡マネジメント加算 (Ⅰ)か(Ⅱ)いずれか1つ		
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)	3円/月	褥瘡に係るリスクについて評価し、多職種共同で褥瘡管理のケア計画の作成と実施、3ヶ月に1回の見直と厚労省へデータ提出をした場合に3ヶ月に1回を限度に算定
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)	13円/月	(Ⅰ)の条件に加え、褥瘡が治癒又は発生が無い場合
排せつ支援加算 (Ⅰ)か(Ⅱ)か(Ⅲ)いずれか1つ		
排せつ支援加算(Ⅰ)	10円/月	排泄に介護を要する利用者様に対し、入所時に医師又は看護師が評価し、厚労省へ情報を提供している事。その評価に基づき多職種共同で支援計画を作成し、計画に基づいた支援・評価・見直しを定期的にしており、状態が良くなった方に対し、要件をみたしていた場合に算定
排せつ支援加算(Ⅱ)	15円/月	
排せつ支援加算(Ⅲ)	20円/月	
自立支援推進加算	300円/月	介護度の重度化や寝たきりを防止し、利用者様の自立支援に関する取り組みを強化している場合
科学的介護推進体制加算 (Ⅰ)か(Ⅱ)いずれか1つ		
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)	40円/月	利用者様ごとのADL、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の心身の状況等に係る基本的な情報を厚労省に提出しており、必要に応じて計画を見直すなど、サービス提供に当たって情報等を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用した場合
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)	60円/月	(Ⅰ)に加え、利用者様ごとの疾病状況等の情報を厚労省へ提出している場合
安全対策体制加算 (入所中1回)	20円/回	事故防止に関する指針を整備し、外部研修を受けた職員を配置し、安全対策を実施する体制等が整備されている場合
高齢者施設等感染対策向上加算		
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅰ)	10円/月	感染症発生時の対応を確保しており、医療機関と連携し適切に対応している場合。又、研修等に1年に1回参加した場合
高齢者施設等感染対策向上加算(Ⅱ)	5円/月	要件を満たす医療機関から3年に1度、感染の制御等に係る実地指導を受けた場合
新興感染症等施設療養費(1月に1回5日を限度)	240円/日	厚労省が定める感染症に感染した場合、相談等を行う協定締結医療機関を確保し、適切な対応を行った場合
生産性向上推進体制加算 (Ⅰ)か(Ⅱ)いずれか1つ		
生産性向上推進体制加算(Ⅰ)	100円/月	下記(Ⅱ)の要件に加え、見守り機器等を複数台導入し、職員間の適切な役割分担等の取組を行っており、業務改善の成果が確認されている場合
生産性向上推進体制加算(Ⅱ)	10円/月	見守り機器等を1つ以上導入・活用し、ガイドラインに基づいた業務改善を継続的にを行い、データの提供を行った場合
サービス提供体制強化加算		
サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22円/日	介護職員の総数の内、介護福祉士の割合により算定
介護職員処遇改善加算 ※令和6年5月まで		
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位×39%	介護職員の安定的な処遇改善を図るため要件を満たした場合
介護職員等特定処遇改善加算 ※令和6年5月まで		
介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位×21%	介護職員処遇改善加算を算定しており、職場環境等要件について複数の取り組みを行って、その取り組みについて見える化を行っている場合
介護職員等ベースアップ等支援加算 ※令和6年5月まで	所定単位×8%	処遇改善加算を算定していて、賃上げ効果の継続に資するよう、介護職員等のベースアップ等に使用している場合
介護職員等処遇改善加算 ※令和6年6月から		
介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位×75%	介護職員の安定的な処遇改善を図るため要件を満たした場合

2. 施設利用料(施設独自の利用料です)

サービスに要した費用のほかに、次の利用料をお支払いいただきます。

入所サービス	★食費	1,615円/日
	★居住費(特別室・個室)	1,668円/日
	★居住費(2人室・4人室)	377円/日
	日用品費	タオル(入浴用):週2回の入浴日に算定します。 90円/日
		バスタオル(入浴用):週2回の入浴日に算定します。 50円/日
		おしぼり(食事用):1日3回食前に提供します。 30円/日
	教養娯楽費(レクリエーション、喫茶、行事参加費、クラブ材料費等)	実費/日
徴収料金	特別な室料	特別室 835円(税込)/日
		個室 735円(税込)/日
		2人室 630円(税込)/日
		電気料(テレビ、電気毛布等持込の場合一品目につき) 70円(税込)/日
		洗濯機利用料(コイン式)1回 100円/回
		乾燥機利用料(コイン式)1回(20分) 100円/回
		理美容代 2,000円/回
		健康管理費(インフルエンザワクチン等) 実費/回
		各種証明書料 実費/回
	文書料	医療費控除証明書等 1,100円(税込)/回
	一般診断書 2,200円(税込)/回	
	障害年金用診断書、死亡診断書等 5,500円(税込)/回	

※ 利用者様等からの依頼により購入する日常生活品・補助食等については、実費をいただきます。

※ 居住費は、原則として外泊時もお支払いいただきます(但し、短期入所利用がある場合は除く)。

※ 日用品費については、希望される品目についてお支払いいただきます。

※ ★印の利用料については、所得に応じて負担限度額が設定されています。保険者(市町村)に特定入所者証の交付を申請し、所得段階が確定すると下記の上限負担となります。

【負担限度額】

<利用者負担第1段階 負担限度額>

- ・世帯の全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給されている方
- ・生活保護等を受給されている方

		食費
居住費(特別室・個室)	490円/日	300円/日
居住費(2人室・4人室)	0円/日	

<利用者負担第2段階 負担限度額>

- ・世帯の全員が市民税非課税で、合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方

		食費
居住費(特別室・個室)	490円/日	390円/日
居住費(2人室・4人室)	370円/日	

<利用者負担第3段階① 負担限度額>

- ・世帯の全員が市民税非課税で、合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円超120万円以下の方

		食費
居住費(特別室・個室)	1,310円/日	650円/日
居住費(2人室・4人室)	370円/日	

<利用者負担第3段階② 負担限度額>

- ・世帯の全員が市民税非課税で、合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間120万円超の方

		食費
居住費(特別室・個室)	1,310円/日	1,360円/日
居住費(2人室・4人室)	370円/日	

※その他、高額介護サービス費(世帯の自己負担額月額上限)等の負担減額制度もあります。

2. 施設利用料(施設独自の利用料です) * 令和6年8月から

サービスに要した費用のほかに、次の利用料をお支払いいただきます。

入所サービス	★食費	1,615円/日	
	★居住費(特別室・個室)	1,728円/日	
	★居住費(2人室・4人室)	437円/日	
	日用品費	タオル(入浴用):週2回の入浴日に算定します。	90円/日
		バスタオル(入浴用):週2回の入浴日に算定します。	50円/日
		おしぼり(食事用):1日3回食前に提供します。	30円/日
教養娯楽費(レクリエーション、喫茶、行事参加費、クラブ材料費等)		実費/日	
徴収料金	特別な室料	特別室	835円(税込)/日
		個室	735円(税込)/日
		2人室	630円(税込)/日
	電気料(テレビ、電気毛布等持込の場合一品目につき)		70円(税込)/日
	洗濯機利用料(コイン式)1回		100円/回
	乾燥機利用料(コイン式)1回(20分)		100円/回
	理美容代		2,000円/回
	健康管理費(インフルエンザワクチン等)		実費/回
	各種証明書料		実費/回
	文書料	医療費控除証明書等	1,100円(税込)/回
		一般診断書	2,200円(税込)/回
障害年金用診断書、死亡診断書等		5,500円(税込)/回	

※ 利用者様等からの依頼により購入する日常生活品・補助食等については、実費をいただきます。

※ 居住費は、原則として外泊時もお支払いいただきます(但し、短期入所利用がある場合は除く)。

※ 日用品費については、希望される品目についてお支払いいただきます。

※ ★印の利用料については、所得に応じて負担限度額が設定されています。保険者(市町村)に特定入所者証の交付を申請し、所得段階が確定すると下記の上限負担となります。

【負担限度額】

<利用者負担第1段階 負担限度額>

- ・世帯の全員が市民税非課税で、老齢福祉年金を受給されている方
- ・生活保護等を受給されている方

		食費
居住費(特別室・個室)	550円/日	300円/日
居住費(2人室・4人室)	0円/日	

<利用者負担第2段階 負担限度額>

- ・世帯の全員が市民税非課税で、合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円以下の方

		食費
居住費(特別室・個室)	550円/日	390円/日
居住費(2人室・4人室)	430円/日	

<利用者負担第3段階① 負担限度額>

- ・世帯の全員が市民税非課税で、合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間80万円超120万円以下の方

		食費
居住費(特別室・個室)	1,370円/日	650円/日
居住費(2人室・4人室)	430円/日	

<利用者負担第3段階② 負担限度額>

- ・世帯の全員が市民税非課税で、合計所得金額と公的年金等収入額の合計が年間120万円超の方

		食費
居住費(特別室・個室)	1,370円/日	1,360円/日
居住費(2人室・4人室)	430円/日	

※その他、高額介護サービス費(世帯の自己負担額月額上限)等の負担減額制度もあります。